

北の自然

北海道自然保護連合通信

No.63 1999.12.25



高山植物を 子孫に残そう

—北海道の高山植物 盗掘防止活動—

北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会事務局
今野平支郎

北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会は、全道各地で高山植物の盗掘が後を絶たないことに危機感をもった人達によって1998年5月によって結成され、今年で2年目になります。

ネットワークの参加団体は1999年10月末で48団体になり、その構成内訳は自然保護団体、山岳会、山草趣味の会などで、高山植物の盗掘防止（高山植物の保護）を求める人たちによって構成されています。

ネットワークの目標は①道内各地の盗掘防止活動への支援 ②盗掘防止と保護に関する知識の普及、意識の啓発 ③高山植物の保護対策に関する調査研究、政策提言 ④その他目的達成に必要なこと、となっており今年は次のような活動を展開しています。

盗掘防止キャンペーン登山 と学習会

活動の第一は、全道各地の盗掘防止活動の支援です。今年は次の通り盗掘防止キャンペーン登山が行われました。①5月22日～23日（アボイ岳）②5月29～30日（礼文島）③6月26～27日（大千軒岳）④6月26～27日（西別岳）⑤7月2～3日（夕張岳）

このキャンペーン登山には盗掘防止ネットワーク委員会から「高山植物盗掘防止パトロール中」ののぼりを提供し、また委員会事務局員を派遣し支援しました。（別掲）

次に、5月27日と6月16日に環境サポートセンターで「高山植物盗掘防止の手引の学習会」を行ないました（別掲）。これとともに7月15日に開催された道央地区勤労者山岳連盟主催の市民登山教室の「高山植物盗掘防止」をテーマにした講演会に講師を派遣し、盗掘防止パトロールの要請をしました。

厳罰要請署名と請願行動

活動の第二は、高山植物を保護する制度を強化することです。

高山植物を守る法律は、「自然公園法」「森林法」「文化財保護法」「北海道自然公園条例」などがありますが十分ではありません。

これらの法律は盗掘者に対し3～6年の懲役、又は30万～10万円以下の罰金を科すことになっています。

しかしこれまでは盗掘者を捕らえても、せいぜい30万円の罰金で済まされており懲役刑になった者はいません、このため盗掘が絶えず十分な効果をあげているとはいえません。

1999年2月28日に開催された第2回シンポジウムで決議されたもののうち、「悪質な盗掘者に厳罰を」の項にもとづき、5月末から7月初旬の間「高山植物盗掘への厳正対処を求める請願」署名を参加団体を中心に行い、8000筆を超える署名が集まりました。

この署名を持って7月16日法務大臣に請願しました。(別掲)

これとともにネットワーク委員会では、札幌高等検察庁に対し「高山植物盗掘防止について」という要請書を提出し、取締りの強化を求めました。

この結果、法務省から北海道の検察に「高山植物盗掘者に対する取締り強化」の指示が出ていることがわかり、直ちに道警に連絡し全道各警察署にも連絡され警察は盗掘防止のための新たな行動に入りました。

高山植物を盗掘から守るための制度をつくろう

高山植物を盗掘するパターンには、次の二つのパターンが考えられます。その第一は、個人的に持ち帰り育てたい、とするもの。第二は営利を目的に大量に持ち帰り色々なルートを通して販売するもの、に分類することができます。

中でも第二のものは、山をまる裸にし根こそぎ高山植物を持ち帰るものが多く、高山植物の絶滅に拍車をかけています。

このような盗掘がいつまでも続くのは、①盗掘品を販売するルートがあること、②高山植物を購入し育てたいとする人達がいること、をあげることができます。

これまでの法律は、盗掘に対する罰則はありましたが盗掘品の栽培・販売・所持にたいする罰則はありません。高山植物の保護のためにはこれを制限又は禁止する条例等がどうしても必要です。

ネットワーク委員会では、盗掘はもちろん盗掘品の販売ルートにきちんとした網をかけることが必要と考え「北海道高山植物保護条例(仮称)」の制定を目指しています。この種の条例は現在山梨県にありますが他の県にはありません。

ネットワーク委員会は、2000年2月27日に「第3回高山植物盗掘防止のための全道シンポジウム」を開催します。このシンポジウムのテーマの一つに「高山植物保護条例をつくろう」があります。

条例は広い北海道で効果的に高山植物を守ることが出来るものでなければなりません、またできるだけ多くの関係者の意見を聞き合理的なものでなければなりません。

ネットワーク委員会は現在この第3回シンポジウムに向けて「栽培・販売プレシンポ」を次のとおり開催しています。

- ①1999年11月5日 山草愛好者の立場からの提案と討論
- ②1999年12月3日 自然保護の立場からの提案と討論
- ③2000年1月21日 行政・法律の立場からの提案と討論

今後の課題としては、高山植物を守るネットワークを拡大すること・パトロール体制の質の強化・条例等の効果的な制定・一般市民(児童・生徒を含)に対し高山植物保護のアピール・自然保護の重要性、などについて運動を継続してゆくことであろうと思います。

第3回高山植物盗掘防止のための全道シンポジウム

氷河期からのメッセージ

と き 2000年2月27日(日)10時～16時30分

ところ 北大学術交流会館

札幌市北区北8条西5丁目(北大正門を入ってすぐ)

陣内孝雄法務大臣に 7,812筆の署名を届けました

北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会
組織担当 樋口みな子



7月16日、陣内孝雄法務大臣に請願するネットワークのメンバー

北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会では、7月16日、盗掘への厳正対処を求める7,812筆の署名と請願書を陣内法務大臣（当時）に届けました。上京したのは、小野有五代表とユウパリコザクラの会事務局長の水尾君尾さん、北海道自然保護連合の小山健二さん、そして事務局から私の4人です。

1カ月半という短い取り組みでしたが、山岳関係者、自然保護団体、北海道の山を訪れた東京や九州の人たちなど、全国各地から署名が届き大きな広がりを見せました。特に私たちを感激させたのは、道東の高校生が自主的に集めた署名でした。自分の街の山が盗掘で荒れているのを知って取り組んでくれたのです。

小川勝也参議院議員の働きかけで、法務大臣に直接、私たちの声を届けることができたのは幸運だったと思います。その後法務省を訪れ、池上政幸刑事局刑事課長に、悪質な大量盗掘には厳罰を求める請願を行いました。小川勝也参

議員の国会発言等で、盗掘の現状はよく理解していました。

小野代表が、全道各地の盗掘の現状を説明し、夕張岳については水尾さんが写真を使って、6月に重点キャンペーンで訪れたばかりの西別岳については私が資料で説明しました。

池上刑事課長は「出来心での盗掘に比べ、販売目的の悪質な盗掘は重く罰するべきだ。今までの罰金刑だけの対応に問題がなかった訳ではない」と厳罰適用に協力すると述べました。私たちの活動に対して、非常に好意的な対応に勇気づけられました。

請願を行ってみて、市民運動は決して無力ではないことを改めて教えてもらった気がします。

ネットワークの前事務局長の小沢典夫さんとも再会でき、旧交を温めることが出来たのも楽しい思い出です。現在、再び環境庁で活躍されています。

●盗掘防止重点地域キャンペーン

●「盗掘防止の手引」学習会報告

ユウバリコザクラの会会員 山崎 公子

1999年度 盗掘防止重点地域キャンペーン

高山植物盗掘防止ネットワーク委員会は、各地の参加団体の協力をえて道内の主要な高山植物自生地5ヶ所で「盗掘防止活動の実態を学び保護の重要性を訴える」キャンペーンを行ないました。

アポイ岳（5月22～23日）

様似町に位置するアポイ岳はヒダカソウなどの盗掘で「有名？」になったところです。22日には林寿彦さんを招いて「身近な自然を生かした教育とは」をテーマに学習会、23日には42人が参加しアポイ岳の植生観察登山を行ないました。

このキャンペーンはネットワーク委員会・日高支庁主催、アポイ岳ファンクラブ・様似町教育委員会が後援して開催されました。

礼文島（5月29～30日）

花の島礼文島もレブンアツモリソウの盗掘で有名になったところです。29日は礼文島を中心に植物写真家として活躍している柚田みのりさんによる「礼文島の花と自然」と題する講演とスライドを見ました。30日は72人が参加しレブンアツモリソウの自生地を視察し、貴重な植物の実態を確認しました。

主催はネットワーク委員会・礼文町役場で、レブンクル自然館が後援しました。

大千軒岳（6月26～27日）

大千軒岳も盗掘で悩まされています。この山を守るため函館を中心にした人たちが熱心に活動しています。

26日は植物写真家の梅沢俊さんの花のスライドと講演を聞き、27日には160人が参加して大千軒に登り盗掘跡を確認しました。

主催はネットワーク委員会・桧山支庁・山歩集団「青い山脈」ですが、桧山支庁と青い山脈

が合同で他の山の会などに働きかけました。

西別岳（6月26～27日）

西別岳は標高800mの山ですが高山植物の豊富な山です。ここでもご多分に漏れず盗掘が相次いでいます。26日には西別岳小屋で「西別岳における盗掘防止活動について」話し合い、山小屋コンサートもおこないました。27日には西別岳に登り盗掘跡の確認をしました。これには道警弟子屈警察署から10名のお巡りさんが参加し盗掘跡を熱心にカメラに納めていました。参加者はのべ40名でした。

主催はネットワーク委員会・標茶山岳会・西別小屋管理委員会、後援は北海道警察・営林署でした。

夕張岳（7月2～3日）

花で有名な夕張岳ですが、大量盗掘もありました。2日、文化庁の池田調査官を講師に「岳を語る集い」を清水沢研修センターで行い52名が参加しました。3日には夕張岳登山に26名が参加し高山植物帯を見て歩きました。主催ネットワーク委員会・夕張市・夕張教育委員会・道教委文化課・空知支庁・ユウバリコザクラの会等です。

「盗掘防止の手引」学習会実施

ネットワーク委員会では、「盗掘防止の手引の解説をしてほしい」という参加団体からの要望を取り上げ、札幌北区の北海道環境サポートセンターで5月27日と6月16日の2回学習会をおこないました。参加者は計23名でした。

1997年9月、夕張岳が天然記念物となってから間もなく、大胆にも千歳の主婦3人が夕張岳の貴重な高山植物を大量盗掘し、騒がれず、罰せられずという事件が起きました（後に罰金刑になりましたが）。それに怒った、夕張岳を天然記念物にと市民運動をしてきたユウバリコザクラの会の水尾君尾さんは、あちらこちら走り回りながら、「法律があるのに何故警察は動かないのだろう、行政は何をしているのだろう……」と悩み考え続けました。

ある日、水尾さんと私は2人で雨上がりの札幌岳を登りました。私は、その時、水尾さんが山登りを楽しんでいないことに気が付きました。水尾さんの顔は山道より険しい表情だったのです。数日後、私は水尾さんに類似へ連れて行かれ、怒りの第1回目のシンポジウムの準備が始まりました。

そして、第1回目のシンポジウムが終わって、このままではいけないと思った参加者が、高山植物盗掘防止ネットワー

ク委員会を作りました。この年、北海道には幸運なことに、環境庁から小沢典夫さんが2年間でしたが北海道大学に来ていらして、ネットワーク委員会の事務局長になって下さり、委員会の土台を作って下さいました。

ネットワーク委員会も2年目を迎え、札幌中心の活動から、「地域での活動にも力を」ということで、花の時期に5カ所のキャンペーンを提案し、実行となった訳です。

私は、今まで地元で動いていた方達が、札幌でのシンポジウムに沢山の力を貸して下さいました事に感謝しながら、皆さんの活躍されている地元を見てみたいと思い参加させて頂きました。

先頭を切ったの類似町アポイ岳。

閉鎖的な夕張市に比べて、支庁と一緒にアポイ岳の花の保護をしている類似町です。物質的

豊かさも求めながら、精神面、心の豊かさこの町は大切にしていると思いました。自然から学べる地域だと思います。ここでの植物、環境保護活動は、ゆっくりだけれど地域の皆さんと一緒に学んで理解して進めていってる様で、宴会共々温かさを感じました。道内でも先に行く保護活動をこれからも注目していきたいと思います。

2番目は礼文島。

ここでは、宗谷支庁が中心となって、キャンペーンが行われました。他に、林野庁・環境庁



6月27日 西別岳キャンペーン

のお役所と島の人、稚内や利尻からも参加していました。港で、キャンペーン用のパンフレットを配る時、町長さんも挨拶に来られて、力を入れているのがよく分かりました。島特有のんびりムードで「これからも盗掘防止を呼び掛けながら取り締まりもしっかりやっていきましょう」と皆さんで力を合わせて頼もしい感じがありました。多くの人に是非行って見てほしい礼文島の自然でもあります。島にやってくる車も増え、この島が礼文らしさをどこまで守っていけるかちょっと心配になりました。どこかで歯止めをかけないと、いとも簡単に自然は失われるんだということを、デリケートな礼文の自然は語りかけてくれます。

3番目と4番目は同日でした。

そこで私は、登山の楽なほうを選び、道東西

別岳へ行ってきました（大千軒も行きなかったのです）。ここでは、新しい多くのことを学びました。まず、道東の自然です。わずか800メートル位の山なのに、高山植物があるということ。そこの盗掘跡が、ポコポコと月のクレーターのようであること。土ごと盗んでおまつり等で売られていたということ。地元の山岳会が中心となって保護活動をしてきたこと。山岳会はどちらかというと山を私物の様に考えている人が多いと思っていたのですが、ここはちょっと違ったこと。山小屋を町が建てたこと。それま



6月27日 礼文島キャンペーン

で標茶山岳会の努力があったこと。ここの運動は地味に、人知れず行われていたこと。でも、考え方は高山植物盗掘防止ネットワークと似ていたこと。電柱が目立たないこと。山や湖が沢山あるのに、空が、パーッと広いこと。牛フンの匂いが苦にならなかったこと。凄くのんびりしてしまう土地柄であること。行けば楽しい気分になる所でした。シーズンになると観光バスも来て、土、日はとても沢山の人が登る山です。誰も来ない晩秋の登山は頂上でゴロリと寝転がるのが出来、景色も最高！

そして、道南の大千軒についてですが、実際に行き参加はしていませんが、山歩集団青い山脈の人達の保護活動が細やかに行われている山です。道南の、ヒトの歴史のある山で花も豊富な山だそうで、シラネアオイの群落は見事

ということで、いつか見に行きたいと思えます。ここの花の保護については、他と違う試みがあり、どの様に進展するのか楽しみです。

5番目の夕張岳は、私も活動に参加している場所です。ここには、行政（夕張市）の天然記念物に対する意識の薄さが問題としてあります。住んでいる町からは見えない夕張岳は地元の人とは考えて貰えないらしく、道路標識に「夕張岳はこちら」の看板さえないのです。「山よりも明日のお米の方が心配」というお年寄りが多く、仕事をする場も少なく、日本一の赤字を

抱える元炭鉱のあった町は、様似とは違って精神的なゆとりの持てない町の様です。今回のキャンペーンも市が市民に呼びかけをするのも消極的で、参加者のほとんどが市職員とユウパリコザクラの会員という寂しさでした。文化庁の池田さんのお話を聞かれた市職員の方々が今後、どの様に動いて下さるのか、見守って行きたいです。人々の意識の改革、視野の拡大が必要な町

だと感じましたが、地元で保護活動されている方々はどの様に思われたでしょうか。

以上、4カ所のキャンペーンの地を回って感じたことです。百聞は一見に如かずです。耳で聞くより実際に行き見てほうが実感します。これからも行けるだけ行き、変化を見ていきたいし、微力ながら何かお手伝い出来たらいいなァと思います。

キャンペーンが終わってから、札幌で、ハンドブックの学習会がありました。シンポジウムの時も説明がありましたが、持っている人、皆さんが理解出来る様に、数多く、地方にも出て、やってほしいと思います。ネットワーク委員会では、地方での学習会も検討しているとのこと、是非、頑張ってやって下さい。

根室の高規格道路問題

ニムオロ自然研究会
高田 令子



道路予定地周辺に飛来するオジロワシ

根室に突如湧き上がった 高規格道路計画

平成10年9月、根室市から一般国道44号根室道路（温根沼―穂香）の環境影響評価準備書の縦覧開始と、準備書に関する地元説明会開催の案内が郵送されてきて、初めて高規格道路の計画を知りました。一般国道44号根室道路（温根沼―穂香）というのは、道内三線の国土開発幹線自動車道（国幹道）のうちの一つで、北海道横断自動車道根室線（黒松内―根室間）の一部です。昭和62年に北海道横断自動車道根室線のうち根室―釧路町間が予定路線に指定されましたが、国の財政難などから国幹道の代替機能を持つ自動車専用道路として整備する方法を取り

入れて建設を予定しているものです。温根沼―穂香間は距離にして約7km。片側二車線で設計速度は100km。釧路町まで開通すると、現在では釧路まで2時間かかるのが約1時間にまで短縮されるそうです。

道路予定地の自然

北側はすべてオホーツク海に面し、南側は湖、湿原、川、森林、草地と様々な環境が見られます。特に、温根沼インターチェンジに隣接する温根沼は、国有林に囲まれた面積4.9km²の南北に長い汽水湖で、野付風蓮道立自然公園の一部に指定されています。多種多様な自然環境が存在するため、特に鳥類が多く生息し、特別天然記念物のタンチョウ、天然記念物のシマフクロウ、オジロワシ、クマゲラが通年生息し繁殖しています。沼の周囲からは大小10本もの川が流れ込み、海への開口部と沼の最奥部には広い湿原があるため、タンチョウは7つがいが生息する密集地となっています。また、オオハクチョウなどのガンカモ類やシギ・チドリ類などの渡り鳥の中継地にもなっています。天然記念物のオオワシは、ピーク時に100羽以上が集まり、重要な越冬地となっています。

道路計画の問題点

一般国道44号根室道路の計画には問題点が山

ほどあります。まずは、釧路町までつなげることを前提にしていながら、全ルートが明かされていないことです。今回は温根沼―穂香間だけということで、当然環境アセスもこの区間しか行われていません。温根沼から先の釧路側は今回以上に環境への悪影響が予想されます。本当ならば、根室―釧路間すべてのルートについて環境アセスを行ったうえで、環境影響評価を行うべきではないかと思うのですが、アセス法改正の直前だったことから、かけこみアセスを行ったことは明らかです。次に、環境調査の不備が多いことです。あらゆる調査において、調査日数が少なすぎます。しかも、適切な時期に調査を行っていないので、貴重種の鳥に関しては、行動範囲が正しく把握されていなかったり、調査時期が悪いために、本来ごく普通に見られる鳥が観察されていなかったり。それでも評価書は、計画路線はタンチョウやシマフクロウその他貴重種の生息に影響を与える可能性はあるとしながらも、計画路線には営巣が確認されないということで、影響は小さいと評価しています。

そもそも、高規格道路の必要性自体に疑問を感じます。現在走行している国道44号線の温根沼―穂香間には、手押しボタン式の信号機が1ヶ所あるのみで、急なカーブも無く、歩道も整備されています。もちろん車が渋滞することなどありません。このような場所に、自動車専用道路が必要なのでしょうか。

道路問題に対する根室の自然保護団体の活動

主に活動している自然保護団体は、野鳥の会根室支部とニムオロ自然研究会ですが、私たちは道路建設自体に反対をしているわけではありません。すべてのルートを明らかにし、そのすべてのルートについて環境アセスを行い、正しい環境影響評価をすること。今回の根室道路(温根沼―穂香)については再調査を実施すること。温根沼インターチェンジを今現在予定されている場所に建設されてしまうと、今後のルート変更がきかず、温根沼から先のタンチョウやシマフクロウ、オジロワシの繁殖地をもろに潰されてしまうので、インターチェンジ予定地を変更すること。この3点に問題点を絞って活動



国道44号から見た道路建設予定地の環境

をしています。

平成11年6月に、野鳥の会根室支部を代表団体とする計5団体で、環境庁長官宛に「ルートの再考」を求める要望書を提出しました。また、機会があれば開発局側と直接接触したいとも思っています。

私はこの問題をきっかけに仲間と平成11年2月、「ニムオロ自然研究会」を発足させました。建設側の評価書の不備を証明するためには、精密な調査を行い、データを蓄積させる必要があると考えたからです。根室には、まだまだすばらしい自然がcaろうじてではありますが残っています。ですが、それらを証明するデータはほとんど無かったのです。毎月、各種調査を定期的に行っており、予想以上に貴重なデータが集まりつつあります。これらのデータは、時期を慎重に選んで発表したいと考えています。

私たちは、今回のような大きな開発問題に初めて直面しました。根室で道路問題は起こるはずが無いと誰もが思っていたため、油断もしていました。貴重種が数多く生息する根室の地にも開発の手が及ぶのであれば、日本中どのような自然も失われてしまうのではないのでしょうか。

長期化が予想されるこの問題に、周囲からのアドバイスを受けながら慎重にかつ早急な活動を続けて行かなくてはと考えています。



「北の遺産」を守りたい！

～野幌森林公園内に農道整備計画が～

11月24日、道議会決算特別委員会において
道路の是非について議論。

野幌森林公園の自然を語る会

代表 五十嵐敏文

'99年3月、北海道開発局は、平成9・10年に行った基本調査に基づき「特定地域農用地総合整備・野幌東地域基本計画書」をまとめました。

そして、本年8月、北海道は野幌東地域の1市2町（江別市、南幌町、栗沢町）からの要請書を受けて「特定地域農用地総合整備・野幌東地域基本計画」を樹立し、農林水産大臣あてに同計画樹立の申請をしております。

この整備計画は土地改良（11億円）と農道整備（99億円）からなるもので、農水省の予算で行う公共事業です。

同計画の農道整備とは、南幌町にある国道337号線を起点として、千歳川に橋をかけ、道道江別恵庭線を横切り、野幌森林公園内の江別市道を拡幅整備して、もみじ台通りに抜けるものです。この市道は、今年5月に道道江別恵庭線とのT字路に信号機がついたほど一般車輻の交通が増えています。

開発局は、計画書の「1. 計画策定の基本的考え方、(1)計画策定の必要性について」で、「商品価値の高い軟弱野菜や花き生産では、流通経路の改善が必須条件であるため、短時間で道内外の市場と連絡ができる基幹農道の整備が必要となっている。」とし、また主要道路の国道12号、同274号が「札幌市やその周辺市町村の急激な人口増加により一般交通量が増大し、農繁期には農産物の輸送に支障をきたしている。このため、収益性の高い野菜や花き生産を中心とする地域農業にとっては、円滑な農産物輸送が出来る基幹農道の整備が急がれている。」とも述べ、農道整備の根拠を強調しています。

また、1市2町からの要請書も収益性の高い

事業予定地域の位置



野菜や花きの円滑な農産物輸送を主旨としています。

そこで、当会は、荷受け時間などについて各市場関係者に現地で聞き取り調査を行ないました。その結果はおおむね次のようでした。

◎ 札幌中央卸売市場

道内部

荷受け時間……およそ14時～翌朝6時（セリ開始7時）

荷受けのピーク……夜間（時間帯の特定はできなかった）

出荷者の輸送手段……トラック。個人による出荷もあるが、農協（共同選別・共同出荷）

のチャーター便による比率が高い。(トラックの形態はさまざま、保冷車のこともある。) 道内野菜出荷時期……5月～10月

◎ 札幌花き地方卸売市場

荷受け時間……12時～翌朝8時位、一応24時間荷受けする。(セリ開始8時30分)

荷受けのピーク……夜間(9時～12時位)

一部近郊のものには早朝出荷もある。

出荷者の輸送手段……ほとんどが農協のチャーター便で定温(夏は保冷、冬は暖房)輸送される。

道内花き出荷時期……5月～10月

この調査からは、「商品価値の高い軟弱野菜や花き」の市場への出荷時間(荷受け時間)は主に夜間であることが明らかです。そして、主要道路という国道12号、同274号は朝夕に混雑しているものの、早朝や夜間は混雑していません。

従って、商品価値の高い軟弱野菜や花きの円滑な輸送ができる基幹農道の必要性和主要道路の一般交通量の増大による支障とは整合性がないこと解ります。そして、10月5日の説明会(主催 札幌開発建設部)では北海道開発局の農道整備の根拠が各地域の出荷時間・体制、市場の荷受け時間などを調べたうえで作成されたものでないことが確認されました。

ところで、一般的に鮮度・品質の良い農産物は仲卸業者や小売業者そして消費者から高い評価をうけるが、これを支えるのが「共同選別・共同出荷」体制です。現在、ほとんどの農協では集出荷農産物の鮮度維持のため「予冷施設」を完備しています。予冷により品温を下げた農産物を気温の高い時間に出荷することはあり得ないのです。

札幌中央卸売市場の場内は、冷房設備などがある施設ではなく春から秋までは外気温に準ずるものです。このようなところで軟弱な野菜や花きを長時間、放置するような出荷の仕方はその農産物の商品価値を低めるだけです。

以上のことから、開発局の計画策定の基本的考え方、必要性が根拠のないものであり、農道整備はまことしやかな作文としか言いようがありません。このことを裏付けるような公文書があります。石狩支庁・空知支庁は各支庁意見のなかで農道整備の問題点を「地域内の基幹道路の整備率は高い地域で

ある」とし「道路協議を早急に行い、事業化の可能性を早期に明確化させる必要がある」と指摘しています。

この農道整備は必要性和緊急性さらに合理性にさえ欠ける農業土木工事です。農業土木の業界では土地改良を「面もの」、道路整備を「線もの」と呼んでおり、「線もの」は「面もの」より楽な仕事であり利益もやすい仕事と言われる。

結論的に開発局のこの計画は「小さな土地改良・11億円」で「大きな農道整備・99億円」の公共事業をしようとするものです。もちろん、1市2町は口に出せない利害も絡んでまいしょう。江別市などは同公園と道道江別恵庭線の間の農道を帯状に工業団地として開発する計画(江別RTN計画)を進めています。この計画は、将来的には整備予定の農道に隣接する農地(公園の普通地域)も工業団地として開発するものです。江別市が農道整備を要請するのは表向きの口実に過ぎないのです。

何と言っても、この農道整備は全くいい加減でムダな、なりふりかまわぬ公共事業です。また、この計画は北海道農政部の農業土木工事官製談合と無関係といえぬ構造であり、北海道開発局の仕事作りとしかいいようがありません。

自然保護の見地からは、道立自然公園の普通地域であるからと言って、一般車輛が無秩序に通行する農道整備を認められないのです。

そして、この道立自然公園内を通過するこの農道整備計画は北海道における自然保護運動に新たな問題を投げかけているのではないのでしょうか。

北海道自然保護連合をはじめ、道内の自然保護団体・グループの協力を求めます。



1999年10月15日 道庁にて話し合い

●編集後記

北海道各地の山岳で発覚した高山植物ドロボーに、多くの市民と自然保護団体・山岳団体が立ち上がって足掛け3年目になります。高山植物盗掘者を厳罰にする様にと、法務大臣に直接請願が叶い、そして、来年には道の条例制定の機運ができてきました。

今年3月に士幌高原道路の建設中止が決定しましたが、林野庁の進めている大規模林道事業は道内の2ルートが継続着工されそうです。滝雄（網走管内滝上町）—厚和（留辺蘂町）線の滝上—白滝区間の23.8キロと、置戸—阿寒線の足寄—阿寒区間の41.9キロの2区間です。国家予算約85兆円の内32兆円を借金して、それでも自然環境を損なう無駄な公共事業がまかり通っています。

本誌No61号で掲載した「大雪山を世界遺産に」は、知床と合わせて道も積極的に取り上げようとしています。2000年は両地域の世界遺産

登録に官民一体の活動を望みたいものです。

団体会員の皆様、賛助会員の皆様、ブレ21世紀の2000年も北海道の自然保護活動を大いに進めましょう。どうぞ良いお年をお迎え下さい。

小山 健二

●表紙写真

札幌山岳写真クラブ

天内 秀樹

北の自然 No.63

99年12月25日発刊

発行 北海道自然保護連合

事務局 札幌市南区川沿10条3-12-2

小山 健二 方

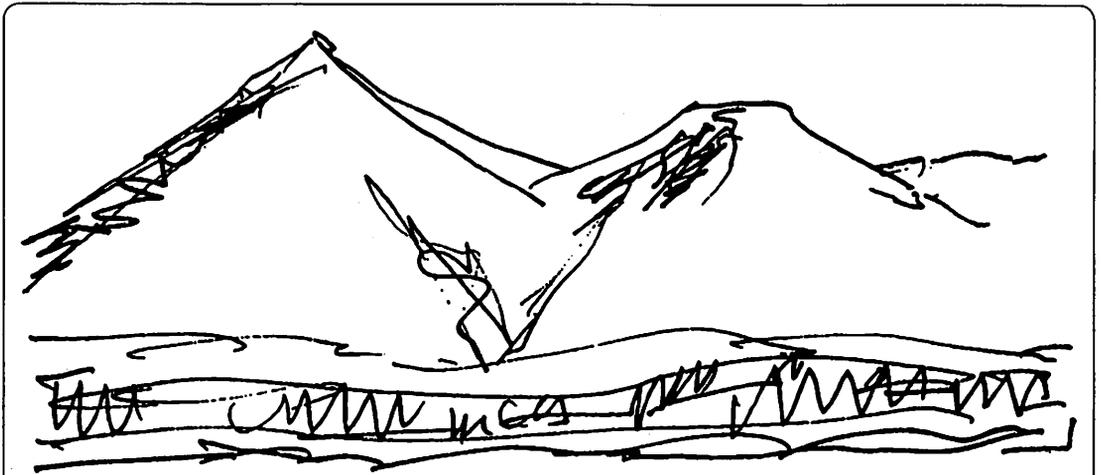
TEL011-572-2069

発行人 稲田 孝治

印刷 (株)北海道機関紙印刷所

賛助会費 年間3,000円

郵便振替 02710-5-4071



秀岳荘

営業時間/A. M. 10:00~P. M. 7:00

定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235

白石店 札幌市白石区本通り1丁目南 ☎(011)860-1111

旭川店 旭川市忠和5条4丁目 ☎(0166)61-1930

(専用駐車場完備)